

容量市場「容量確保契約約款（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	15	第17条③（1）発動指令への対応。 対象となる時間帯とされる「土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時～20時」について、同約款40頁（別添）の用語定義に記載されている「営業日」に基づく運用とした上で、全国的にお盆期間とされる「8月13日～16日」を営業日から除外し、休日（発動指令の無い日）として明示いただきたい。 お盆期間は、過去の実績からも電力需要が低下する傾向が顕著であり需給ひっ迫のリスクが低い想定されると同時に、一般企業・自治体・インフラ事業者でも待機体制の確保が困難です。無理な待機義務を課すことは制度参加のハードルを上げる要因にもなりかねません。 お盆期間を発動指令の無い日とすることで、容量提供事業者とリソース側における待機コストを合理的に軽減でき、オークション応札価格の抑制にも資するものと考えます。 加えて、制度参加者の予見性と計画性が高まり、持続可能な制度運営にも寄与すると考えます。 海外でも発動指令の無い日を設けてコスト抑制と制度安定性を両立している例があります。	発動指令電源は、実需給期間の1年を通じて、天候や予備率だけでは予測できない突発的な電源脱落による需給ひっ迫時も含めて供給力を供出していただく必要がある仕組みとなっているため、原案のとおりとさせていただきます。
2	38	別紙：ベースラインの算定方法 同一日に複数のDRを実施した場合（実需給発動、実効性テスト、経済DR等）に、当該日の最初の発動開始時点で確定したベースラインをその日の全発動に適用していただきたい。 容量市場の発動基準が8%から5%に下がりましたが、8%を下回ると想定される場合には価格高騰が予測され経済DRに価値があります。現状では容量市場の前の時間帯に経済DRを実施しそれが当日調整時間帯（発動の5時間前～2時間前）に重なった場合に、当日調整によりベースラインが下がり、達成度が下がるのが想定されます。その場合、需要家としては5%は上回っているが経済DRは実施しない方が合理的な判断となり、市場への供給力の低下につながると考えます。	実効性テスト当日のDR実施時間の5時間前から2時間前までの6コマにおいて、容量市場リクワイアメントに基づく実需給の発動指令が実施された場合のベースライン算定について、「当日調整なし」の適用を希望する場合は、実効性テスト発動実績の報告までに、本機関への申請をお願いします。 なお、経済DRについては、容量確保契約約款に定める、一般送配電事業者による供給力の提供依頼にあたらなため、現行の取り扱いとさせていただきます。
3	38	別紙：ベースラインの算定方法 太陽光パネルを導入している需要家やピークカットを実施している需要家に対し、ベースライン（High4of5）における「当日調整あり／なし」の選択を可能としていただきたい。 容量市場における発動指令電源のベースライン設定について、昨年度の意見募集では「容量市場業務マニュアルにおいて影響を与えた場合の除外方法は示している」とされており、制度上一定の柔軟性が認められていると考えます。 しかし、太陽光発電の導入や昼間のピークカットなど、需要家の行動が多様化する中で、現行の除外方法のみでは対応が不十分なケースが見受けられます。 特に、日々の需要カーブが大きく変動する需要家においては、過去実績に基づくベースラインが実態を正確に反映できず、DR効果の評価に誤差が生じる可能性があります。 これは、DRリソースの発掘における障壁となっています。 そのため、ベースライン設定の柔軟性をさらに拡張し、より多様な需要家がDRリソースとして参画しやすくなる環境を整えることで、すそ野拡大につながると考えます。	日々の需要カーブが大きく変動するケースも想定したうえで、現行の取り扱いとしております。